

第4 女性相談支援センター

婦人相談所
配偶者暴力相談支援センター
性暴力被害者支援センター

女性相談支援センター

1 婦人相談所・配偶者暴力相談支援センターの業務

女性相談支援センターは、売春防止法第34条の規定により設置された「婦人相談所」の業務に加えて、平成13年10月に施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「DV法」という。)による「配偶者暴力相談支援センター」の業務を行っている。

業務内容としては、売春に係わる要保護女性に対する転落未然防止と保護更生を目的とした支援や、配偶者からの暴力被害者に対する保護支援等を中心に、さまざまな問題を有する女性に幅広く対応するための相談、一時保護を行う他、必要に応じて女性保護施設への入所措置も行う等、関係機関との連携のもと、女性の保護と自立のための援助支援を実施している。

1－2 相談の内容

相談内容については、次のように区分されている。

相 談 区 分		相 談 内 容
人間関係	夫等	夫等からの暴力 ドメスティック・バイオレンス(夫や内縁関係の夫等による身体的・精神的・性的暴力)
		薬物中毒・酒乱 アルコール、覚せい剤、シンナー等の依存や中毒
		離婚問題 夫婦不和が原因の離婚の方法や離婚後の生活に関する知識や情報
		その他 夫の家出、ギャンブル、借金、精神障害等
	子ども	子どもからの暴力 思春期の家庭内暴力や成人に達した子ども(いわゆる婿、嫁を含む)からの親への暴力
		養育困難 子どもの養育が困難な状況等
		その他 子どもに関するその他の問題
	親族	親の暴力 親からの身体的・精神的・性的暴力
		その他の親族からの暴力 兄弟やその他の親族からの身体的・精神的暴力
		その他 その他の親族関係に関する問題
	交際相手	交際相手からの暴力 異性間の交際相手による身体的・精神的又は性的な暴力
		同性の交際相手からの暴力 同性間の交際相手による身体的・精神的又は性的な暴力
		その他 元交際相手、知人等による身体的・精神的又は性的な暴力
	その他の者からの暴力	
	男女問題	
	ストーカー被害	
	家庭不和	
	その他	
経済問題	生 活 困 窮	
	サ ラ 金 ・ 借 金	
	求 職	
	そ の 他	
医療関係	病 気	
	精 神 的 問 題	
	妊 娠 ・ 出 産	
	そ の 他	

相談区分	相談内容
住居問題	公営住宅への入居相談、家主からの立ち退き要求等
帰住なし	家出、ホームレス、退院先なし等
不純異性交遊	年少者の性的非行、異性関係の問題等
売春強要	親、夫、雇い主からの売春の強要
ヒモ・暴力団関係者	ヒモ・暴力団等による売春、覚せい剤投与などの束縛
5条違反	売春防止法5条違反による、警察、地方検察庁等からの送致
人身取引	搾取(性的搾取、強制労働、臓器摘出等)を目的とし、暴力、脅迫、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくはぜい弱な立場に乗ずること、対象者を支配する者などに対する金銭の授受等の手段を用いて、人の獲得、輸送、引き渡し、藏匿、収受(国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書(人身取引議定書)第3条の定義による。)

1-3 相談のしくみ

(1) 木目談

来所による面接相談を中心としているが、必要に応じて訪問面接や他機関紹介等を行っている。
また、専用電話による電話だけの相談も行っている。

(2) 半判定

心身に障害の疑いのある場合で、本人の更生のために必要と認められる時、医学的・心理学的判定を行っている。

(3) 系迷糸壳指導

問題が複雑な場合で、本人が希望する場合には指導を継続し、問題解決に向けての支援を行っている。

(4) 一時保護

夫等の暴力に耐えかねて家出をした、また、家庭内紛争等で家を出たが、居所に困っている等保護を必要とすると認められるものについて、一時保護（同伴児を含む）を行っている。

なお、一時保護中、家庭裁判所・職業安定所・福祉事務所等関係機関と連携を保ちながら、自立に向けての家庭調整、健康管理、就労援助等の支援を行っている。

(5) 女性保護施設への入所措置

一時保護所入所者で、長期にわたって生活指導等を行う必要があると認められた場合に、本人の申請により、女性保護施設へ措置を行っている。

(6) 広報活動

社会環境浄化、配偶者等からの暴力の防止や、保護更生・自立援助等、女性相談支援センターが行っている女性保護事業について一般県民の理解と密接な協力が得られるよう、関係機関等との連絡協議や、パンフレットの配布を行っている。

(7) 女性木目談員

要保護女子の発見に努め、指導・援助、調査、訪問指導、他機関との連絡調整等の職務を行うため、女性相談員が次のとおり配置されている。

県 3人（石川県女性相談支援センター内）

1－4 管内の状況

市町名	人口(人)	世帯(世帯)	相談件数(件)
金沢市	462,497	207,221	282
七尾市	51,130	20,702	21
小松市	106,064	40,923	69
輪島市	24,032	10,053	1
珠洲市	12,801	5,556	0
加賀市	63,158	25,068	12
羽咋市	20,099	8,101	8
かほく市	34,952	12,805	34
白山市	110,218	41,734	50
能美市	48,890	18,749	32
野々市市	56,983	26,401	60
能美郡	川北町	6,229	1,950
河北郡	津幡町	36,724	13,425
	内灘町	26,504	10,906
羽咋郡	志賀町	18,337	7,435
	宝達志水町	12,065	4,427
鹿島郡	中能登町	16,469	6,132
鳳珠郡	穴水町	7,670	3,203
	能登町	15,337	6,488
	管外		22
	居所不明		2
	計	1,130,159	471,279
			641

人口、世帯数は、令和2年10月1日現在推計値。

1－5 相談の状況

(1) 相談受付状況

① 相談受付状況の年度推移

(単位：件)

区分 年度	来所相談	電話相談
		DV ホットライン
平成27年度	471	1,133
28年度	570	982
29年度	548	1,064
30年度	587	1,115
令和元年度	637	1,088
2年度	641	1,087

② 内容別来所相談受付状況（令和2年度）

来所相談の内容別受付状況を見ると、人間関係の問題についての相談が多い。特に、夫等の暴力を主訴としたドメスティック・バイオレンス(DV)に関する相談が62.2%と半分以上を占めている。

(単位：件)

相 談 内 容		新 規	再 来 所	合 計	構成比 %
人 間 関 係	夫等からの暴力	123	276	399	62.2
	薬物中毒・酒乱	1		1	0.2
	離婚問題	18	8	26	4.0
	その他	4	2	6	0.9
	子どもからの暴力	1	2	3	0.5
	養育困難			0	0
	その他	3	12	15	2.3
	親の暴力	7	8	15	2.3
	その他の親族からの暴力	3	4	7	1.1
	その他	4	1	5	0.8
	交際相手からの暴力	5	6	11	1.7
	同性の交際相手からの暴力			0	0
	その他			0	0
	その他の者からの暴力	1		1	0.2
経 済 問 題	男女問題		1	1	0.2
	ストーカー被害			0	0
	家庭不和	6	4	10	1.6
	その他		6	6	0.9
	生活困窮		7	7	1.1
	サラ金・借金		10	10	1.6
	求職			0	0
	その他		2	2	0.3
医 療 関 係	病気			0	0
	精神的問題	4	105	109	17.0
	妊娠・出産			0	0
	その他			0	0
住居問題			4	4	0.6
帰住先なし		1	1	2	0.3
不純異性交遊				0	0
売春強要				0	0
ヒモ・暴力団関係者			1	1	0.2
5条違反				0	0
人身取引				0	0
計		181	460	641	100.0

2 いしかわ性暴力被害者支援センター (パープルサポートいしかわ) の業務

いしかわ性暴力被害者支援センター「パープルサポートいしかわ」は、同意のない・対等でない・強要された性的行為は、すべて被害者の人権や尊厳を著しく侵害する性暴力であると位置づけ、被害者が心身のケアを安心して受けられるようワンストップで必要な支援をコーディネートするとともに、被害者の心情に配慮しながら、警察への届出を促し、性犯罪の潜在化を防ぐことを大きな役割として平成29年10月に開設した。

業務内容としては、電話や面談により相談を受け、被害者の状況や必要とする支援を把握し、必要とする支援に応じて、医療機関や警察、弁護士会など関係機関に連絡するとともに、被害者がつらい経験を何度も話さなくとも済むように関係機関に付き添うことや心に受けた傷のケアのためのカウンセリング等を実施している。

相談の状況 (単位：件)

年 度	電 話	面 接	合 計
平成29年度	76	48	124
30年度	172	182	354
令和元年度	221	170	391
2年度	241	173	414